

整理表

電磁的記録により提出され、許可後等に原本（書面）の提出を要する減免戻し税関係書類の取扱い

(注：MSX は、NACCS の申告添付登録業務のこと。)

減免戻し税に係る根拠法令	区分	取扱いの対象	提出を要する減免戻し税関係書類等 及び NACCS 業務となっていない手続き (手続きは（ ）書き、下線)	税関への関係書類等の提出			申告書へ の表示
				原 本	交付用又は確認用の 書類等 及びその取扱い	事後確認用の書類 (保税監督部門用を 含む)	
関税定率法 第11条 (加工又は修繕のため輸出された 貨物の減税)	輸出	全て	① 加工・修繕輸出貨物確認申告書 (T-1050) (交付) ② 加工・修繕のため輸出するものであることを証する書類（契約書等） (返付) ③ 同一性確認のための資料 (返付)	MSX (※③は書面等も可)	全て書面 ①は交付 ②及び③は確認後返付	—	Y
	輸入	全て	① 加工・修繕・組立製品減税明細書 (T-1060) ② 加工・修繕輸出貨物確認申告書 (T-1050) (交付) (輸出の際に税関が 返付したもの) ③ 加工・修繕のため輸出するものであることを証する書類（契約書等）(輸出の際に税関が返付したもの) ④ 輸出許可書等（分割輸入の場合の裏落し） ⑤ 同一性確認のための資料（税関の確認を受けたもの）(MSX にて提出がで	MSX	④のみ書面 確認後返付（押印）	—	Y

減免戻し税に係る根拠法令	区分	取扱いの対象	提出を要する減免戻し税関係書類等 及び NACCS 業務となっていない手続き (手続きは()書き、下線)	税関への関係書類等の提出			申告書へ の表示
				原本	交付用又は確認用の 書類等 及びその取扱い	事後確認用の書類 (保税監督部門用を 含む)	
			きないものについては、現物の提出 が必要)				
関税定率法 第 13 条 (製造用原材料の減免税)	輸入	全て	製造用原材料品・輸出貨物製造用原材料品減 免税明細書 (T-1100)	MSX	—	提出不要 (税関にて対応)	Y
関税定率法 第 14 条第 5 号 (無条件免税・国の専売品(あへ ん))	輸入	全て	厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課 長が発行する委託書又は委託を証する書 類	MSX & 書面	—	—	G
関税定率法 第 14 条第 9 号 (無条件免税・在外公館から送還 された公用品)	輸入	全て	外務大臣官房在外公館課長の発給した在 外公館からの送還品である旨の証明書	MSX & 書面	—	—	G
関税定率法 第 14 条第 10 号 (無条件免税・再輸入貨物)	輸入	下記以外	輸出許可書等 (分割輸入の場合の裏落し)	MSX	書面 確認後返付 (押印)	—	Y

減免戻し税に係る根拠法令	区分	取扱いの対象	提出を要する減免戻し税関係書類等及びNACCS業務となっていない手続き (手続きは()書き、下線)	税関への関係書類等の提出			申告書への表示
				原本	交付用又は確認用の書類等及びその取扱い	事後確認用の書類(保税監督部門用を含む)	
		<u>関税定率法施行令第16条第2項に該当する場合</u> <u>(定率法第19条、第19条の2関係貨物)</u>	<p>① 輸出貨物の製造用原料品による貨物製造報告書又は貨物製造証明書（輸出の際に税関が交付したもの、定率法第19条参照）</p> <p>② 内貨原料品による製品に係る確認申請書（輸出の際税関が交付したもの、法第19条の2参照）</p> <p>③ 輸出許可書等（付記及び分割輸入の場合の裏落し）</p> <p>④</p>	MSX	<p>①②は税関が回収 (一部の場合は裏落とし)</p> <p>③は付記及び確認後返付（押印）</p>	—	Y (※3)
関税定率法 第14条第11号 (無条件免税・容器)	輸入	全て	輸出許可書等（分割輸入の場合の裏落し）	MSX	書面 確認後返付（押印）	—	Y (※3)
関税定率法 第14条第14号 (無条件免税・事故積み戻し)	輸入	同上	同上	MSX	同上	—	Y (※3)
関税定率法 第14条の2 (再輸入減税)	輸入	全て	<p>① 輸入原料品等の関税の額の証明書(T-1180)（輸出地、保税工場所在地の税関が交付したもの）</p> <p>② 輸出許可書等（分割輸入の場合の裏落し）</p>	MSX	<p>②のみ書面 確認後返付（押印）</p>	—	Y
関税定率法 第15条	輸入	第1項第1号か	標本・学術研究用品・寄贈物品等免税明	MSX	—	提出不要	Y

減免戻し税に係る根拠法令	区分	取扱いの対象	提出を要する減免戻し税関係書類等 及び NACCS 業務となっていない手続き (手続きは()書き、下線)	税関への関係書類等の提出			申告書へ の表示
				原本	交付用又は確認用の 書類等 及びその取扱い	事後確認用の書類 (保税監督部門用を 含む)	
(特定用途免税)		ら 5 号	細書 (T-1220)			(税関にて対応)	
		第 1 項第 5 号の 2	博覧会等における使用物品免税明細書 (T-1240)	MSX	—	提出不要 (税関にて対応)	Y
		第 1 項第 8 号、 令第 22 条、第 24 条	① 機械類等免税明細書 (T-1270) ② 国産困難等の確認申請書 (T-1250) 及び国産困難等の確認書 (T-1260) (税関が交付したもの) (規則第 6 条第 13 号の場合)	MSX	—	提出不要 (①は税関にて対応)	Y
		第 1 項第 10 号 令 25 条の 3 及び 令 25 条の 4	機械類等免税明細書 (T-1270)	MSX	—	提出不要 (税関にて対応)	Y
関税定率法 第 16 条 (外交官用貨物等の免税)	輸入	全て	外務大臣官房儀典官からの簡易通関依頼 書等 ※ 輸入許可前に提出	MSX & 書面	—	—	T
関税定率法 第 17 条第 1 項 (再輸出免税)	輸入	全て	① 再輸出貨物減免税明細書 (T-1340) ② 同一性確認のための資料 (返付)	MSX	②のみ書面等 確認後返付	提出不要 (①は税関にて対応)	Y

減免戻し税に係る根拠法令	区分	取扱いの対象	提出を要する減免戻し税関係書類等 及び NACCS 業務となっていない手続き (手続きは()書き、下線)	税関への関係書類等の提出			申告書へ の表示
				原本	交付用又は確認用の 書類等 及びその取扱い	事後確認用の書類 (保税監督部門用を 含む)	
	輸出	全て	① 再輸出免税貨物加工証明書 (T-1380) ② 輸入許可書等 (付記) ③ 同一性確認のための資料 (税関の確認を受けたもの) (MSX にて提出ができないものについては、現物の提出が必要)	MSX	②のみ書面 輸出の旨付記後返付	—	Y
関税定率法 第 18 条第 1 項 (再輸出減税) ※ 現在、政令で指定されている 対象貨物なし	輸入	全て	① 再輸出貨物減免税明細書 (T-1340) ② 同一性確認のための資料 (返付)	MSX	②のみ書面等 確認後返付	—	/
	輸出	全て	① 輸入許可書等 (付記) ② 同一性確認のための資料 (税関の確認を受けたもの) (MSX にて提出ができないものについては、現物の提出が必要)	MSX	書面 輸出の旨付記後返付	—	/
関税定率法 第 19 条 (輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等)	輸入	全て	製造用原料品・輸出貨物製造用原料品減免税明細書 (T-1100)	MSX	—	提出不要 (税関にて対応)	Y
	輸出	製造用原料品を使用した貨物	① 製品検査書 (製造原料品・輸出貨物 製造用原料品による製造終了届)	MSX	書面 輸出の旨付記後	—	Y

減免戻し税に係る根拠法令	区分	取扱いの対象	提出を要する減免戻し税関係書類等 及び NACCS 業務となっていない手続き (手続きは()書き、下線)	税関への関係書類等の提出			申告書へ の表示
				原本	交付用又は確認用の 書類等 及びその取扱い	事後確認用の書類 (保税監督部門用を 含む)	
			<p>(T-1120) による検査済証明印押印 のもの)</p> <p>② 輸入許可書等 (付記)</p>		返付		
			<p>戻し税に係る原 料品を使用した 貨物</p> <p>① 輸出貨物の製造用原料品による貨物 製造報告書・貨物製造証明書 (T-1490) (付記及び交付)</p> <p>② 精製糖引渡証明書 (T-1510) (原料品 が精製糖の場合)</p>	MSX	<p>書面 輸出の旨付記後 返付</p>	—	Y
関税定率法 第19条の2 (課税原料品等による製品を輸出 した場合の免税又は戻し税等)	輸出	免税を受けよう とする場合	内貨原料品による製品に係る確認申請書 (T-1580) (所要の記載及び返付)	MSX	<p>書面 所要の記載後 返付</p>	—	Y
	輸入	免税を受けよう とする貨物を輸 入する場合	<p>① 内貨原料品による製品に係る確認申 請書 (T-1580) (税関が返付したもの)</p> <p>② 内貨原料品による製品の輸出に係る 関税の免税明細書 (T-1590) (税関が 返付したもの)</p>	MSX	<p>全て書面 (※完了の場合は回 収、一部の場合は裏 落し返付)</p>	—	Y
関税定率法 第19条の3 (輸入時と同一状態で再輸出され	輸入	全て	① 再輸出貨物確認申請書 (T-1625) (返付)	MSX	<p>全て書面 確認後返付 (押印)</p>	—	(表示な し)

減免戻し税に係る根拠法令	区分	取扱いの対象	提出を要する減免戻し税関係書類等 及び NACCS 業務となっていない手続き (手続きは () 書き、下線)	税関への関係書類等の提出			申告書へ の表示
				原本	交付用又は確認用の 書類等 及びその取扱い	事後確認用の書類 (保税監督部門用を 含む)	
る場合の戻し税等)			② 同一性確認のための資料 (返付)				
	輸出	全て	① 輸入時と同一状態で再輸出される貨物の関税払戻し (減税) 申請書 (T-1627) (2 部) ② 再輸出貨物確認申請書 (T-1625) (税関から返付したもの) ③ 輸入許可書等 (裏落し) ④ 同一性確認のための資料 (税関の確認を受けたもの) (MSX にて提出ができないものについては、現物の提出が必要)	MSX	全て書面 裏落し後返付	—	Y
関税定率法 第 20 条の 2 (軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等)	輸入	令第 57 条第 1 号 から 8 号、10 号 から 13 号	軽減税率等適用明細書 (T-1670)	MSX	—	提出不要 (税関にて対応)	Y
		令 57 条第 9 号	① 軽減税率等明細書 (T-1670) ② 農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書	MSX & 書面	②のみ書面 裏落し後返付	提出不要 (①は税関にて対応)	G

減免戻し税に係る根拠法令	区分	取扱いの対象	提出を要する減免戻し税関係書類等 及び NACCS 業務となっていない手続き (手続きは()書き、下線)	税関への関係書類等の提出			申告書へ の表示
				原本	交付用又は確認用の 書類等 及びその取扱い	事後確認用の書類 (保税監督部門用を 含む)	
関税暫定措置法 第4条 (航空機部分品等の免税)	輸入	令7条第1号、 2号、第4号	機械類等免税明細書 (T-1270)	MSX		提出不要 (税関にて対応)	Y
		令7条第3号又 は第5号	① 機械類等免税明細書 (T-1270) ②国産困難等の確認申請書 (T-1250) 及 び国産困難等の確認書 (T-1260) (税関が交付のもの) ③機械類等免税明細書 (工場承認用)	MSX	③確認後交付 (押印)	提出不要 (①は税関にて対応)	Y
関税暫定措置法 第8条第1項 (加工又は組立てのため輸出され た貨物を原材料とした製品の減 税)	輸出	全て	① 加工・組立輸出貨物確認申告書 (P-7700) (交付) (2回目以降は税関交付のものを提 示) ② 加工又は組立てのため輸出するもの であることを証する書類 (返付) (2回目以降は税関交付のものを提 示) ③ 契約実績表 (総括・個別) (P-7700-2、 3) (返付) (関税暫定措置法施行令第 22条第2項ただし書き該当貨物) ④ 生地見本等※4 (2回目以降は省	MSX (※④のみ 対象外)	全て書面等 ①は交付 ②～④は確認後返付 (押印等)	—	Y

減免戻し税に係る根拠法令	区分	取扱いの対象	提出を要する減免戻し税関係書類等 及び NACCS 業務となっていない手続き (手続きは () 書き、下線)	税関への関係書類等の提出			申告書へ の表示
				原本	交付用又は確認用の 書類等 及びその取扱い	事後確認用の書類 (保税監督部門用を 含む)	
			略)				
	輸入	全て	<p>① 輸出許可書又はこれに代わる税関の 証明書</p> <p>② 加工又は組立てのため輸出するもの であることを証する書類</p> <p>③ 加工・修繕・組立製品減税明細書 (T-1060)</p> <p>④ 附属書 (P-7710) (交付及び裏落し) (2回目以降は税関交付のもの提示)</p> <p>⑤ 加工仕様書等、同一性を確認するた めの資料 (加工内容、用尺を確認す るための資料)</p> <p>⑥ 加工・組立輸出貨物確認申告書 (P-7700) (税関が交付のもの)</p> <p>⑦ 輸出時交付の生地見本等 (提示)</p>	MSX (※⑦のみ 対象外)	<p>全て書面等※5 (③⑤は除く)</p> <p>④は交付 (※2回目以降は裏 落し後返付)</p> <p>①②⑥⑦は確認後返 付</p>	-	Y
関税暫定措置法 第9条 (軽減税率等の適用手続)	輸入	令第32条第1項 第1号の学校給 食用ミルク及び クリーム	<p>① 軽減税率等適用明細書 (T-1670)</p> <p>② 学校給食用のミルク及びクリームで ある旨を記載した文部科学大臣又は 厚生労働大臣の証明書</p>	MSX & 書面	<p>③のみ書面 裏落し後返付</p>	<p>提出不要 (①は税關にて対応)</p>	G

減免戻し税に係る根拠法令	区分	取扱いの対象	提出を要する減免戻し税関係書類等 及び NACCS 業務となっていない手続き (手続きは()書き、下線)	税関への関係書類等の提出			申告書へ の表示
				原本	交付用又は確認用の 書類等 及びその取扱い	事後確認用の書類 (保税監督部門用を 含む)	
			③ 関税割当証明書(裏落し)				
	輸入	令第32条第1項 第2号から第11 号及び第2項第 1号、第2号、第 4号、第5号の物 品	① 軽減税率等適用明細書(T-1670) ② 関税割当証明書(裏落し)	MSX & 書面	②のみ書面 裏落し後返付	提出不要 (①は税関にて対応)	G
	輸入	令第32条第1項 第13号から第 15号の物品	軽減税率等適用明細書(T-1670)	MSX	—	提出不要 (税関にて対応)	Y
	輸入	令第32条第1項 第12号の物品	① 軽減税率等適用明細書(T-1670) ② 経済産業大臣の証明書	MSX & 書面	②のみ書面 裏落し後返付	提出不要 (①は税関にて対応)	G
		令第32条第2項 第3号の高糖度 原料糖	① 軽減税率等適用明細書(T-1670) ② 農林水産省令で定める方法により精 製するその他甘いや糖である旨を記 載した農林水産大臣の証明書	MSX	—	提出不要 (①は税関にて対応)	Y
関税暫定措置法 第9条の2	輸入	令第33条の5第	製造用原料品譲許の便益適用明細書	MSX	—	提出不要	Y

減免戻し税に係る根拠法令	区分	取扱いの対象	提出を要する減免戻し税関係書類等 及び NACCS 業務となっていない手続き (手続きは()書き、下線)	税関への関係書類等の提出			申告書へ の表示
				原 本	交付用又は確認用の 書類等 及びその取扱い	事後確認用の書類 (保税監督部門用を 含む)	
(オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用)		1 項	(P-1100)			(税關にて対応)	

※1 輸出入した旨の裏書、数量等の裏落し及び税關にて回収を要するものは書面にて提出願います。

※2 同一性を確認するために提出等する資料（そもそも書類ではない生地見本及び写真等）については、従前どおり提出願います（NACCS 対象外）。

※3 定率法施行令第 16 条第 2 項該当貨物は、「1Y」表示であっても書面により提出願います。

※4 確認申告書（その添付書類を含む。）により関税暫定措置法基本通達 8-4 (6) に掲げる事項が確認できない場合には、生地見本（革の見本を含む。）の提出が必要になります。

※5 関税暫定措置法基本通達 8-12 の規定に該当する場合は、①、②について写しの提出を認めて差し支えありません。また④～⑦については提出の省略を認めて差し支えありません。

【内国消費税】

法令名	区分	取扱いの対象	原本を確認する許可書又は承認書等 及び提出を要する減免戻し税関係書類等	税関への関係書類等の提出			申告書へ の表示
				提出方法 (※6)	交付用又は確認用の 書類等 及びその取扱い	事後確認用の書類 (保税監督部門用を 含む)	
酒税法 第29条	輸出	令第36条第1項	輸出申告書付表（輸出免税酒類の明細） (CC1-5417) (注)輸出者が輸出免税適用のために酒類 が輸出されたことの証明を受けよう とする場合、輸出申告の際に添付され る。	MSX & 原本2部	確認後交付（押印）		Y (※7)
酒税法 第28条の3第1項	輸入	令第35条第1項	① 未納税引取承認申請書(CC1-5402) ② 未納税引取場所適格証明書 (CC1-5403)	MSX & ① 原本2部 ② 原本1部	①確認後交付（押印）		G

法令名	区分	取扱いの対象	原本を確認する許可書又は承認書等 及び提出を要する減免戻し税関係書類等	税関への関係書類等の提出			申告書へ の表示
				提出方法 (※6)	交付用又は確認用の 書類等 及びその取扱い	事後確認用の書類 (保税監督部門用を 含む)	
たばこ税法 第14条	輸出	令第7条第1項	輸出申告書付表(たばこ税及びたばこ特別税輸出免税製造たばこの明細)(CC2-3210) (注)輸出者が輸出免税適用のために製造たばこが輸出されたことの証明を受けようとする場合、輸出申告の際に添付される。 (添付省略の場合あり※5)	MSX & 原本2部	確認後交付(押印)		Y (※7)
たばこ税法 第13条第1項	輸入	令第5条第1項	未納税引取承認申請書(CC2-3036)	MSX & 原本2部	確認後交付(押印)		G
揮発油税法 第15条	輸出	令第9条第1項	輸出免税課税物件輸出証明申請書(CC2-3035-1) (注)輸出者が輸出免税適用のために揮発油が輸出されたことの証明を受けようとする場合、輸出申告の際に添付される。 (添付省略の場合あり※5)	MSX & 原本2部	確認後交付(押印)		Y (※7)
揮発油税法 第14条の③第1項	輸入	令第6条第1項	① 未納税引取承認申請書(CC2-3036) ② 移入場所に係る揮発油税及び地方揮	MSX & ① 原本2部	① 確認後交付(押印)		G

法令名	区分	取扱いの対象	原本を確認する許可書又は承認書等 及び提出を要する減免戻し税関係書類等	税関への関係書類等の提出			申告書へ の表示
				提出方法 (※6)	交付用又は確認用の 書類等 及びその取扱い	事後確認用の書類 (保税監督部門用を 含む)	
			発油税に関する納税証明書 * 引取実績が3回以上であれば添付省略可能				
揮発油税法 第16条の2第1項	輸入	令第10条の2第1項	揮発油税灯油免税引取承認申請書 (CC2-3307)	MSX & 原本2部	確認後交付(押印)		G
揮発油税法 第16条の5第1項	輸入	令第10条の7第1項	① 挥発油税航空機燃料用免税揮発油引取承認申請書(CC2-3306) ② 航空機用であることを証明する書類	MSX & ① 原本2部	①確認後交付(押印)		G
石油ガス税法 第11条	輸出	令第5条	石油ガス税輸出免税課税物件輸出証明書 (CC2-3035-1) (注)輸出者が輸出免税適用のために石油ガスが輸出されたことの証明を受けようとする場合、輸出申告の際に添付される。 (添付省略の場合あり※5)	MSX & 原本2部	確認後交付(押印)		Y (※7)
石油ガス税法 第13条第1項	輸入	令第10条第1項	① 特定用途免税引取承認申請書 (CC2-3036) ② 原料用又は熱源用であることを証す	MSX & ① 原本2部	①確認後交付(押印)		G

法令名	区分	取扱いの対象	原本を確認する許可書又は承認書等 及び提出を要する減免戻し税関係書類等	税関への関係書類等の提出			申告書へ の表示
				提出方法 (※6)	交付用又は確認用の 書類等 及びその取扱い	事後確認用の書類 (保税監督部門用を 含む)	
			る書類				
石油石炭税法 第11条	輸出	令第11条	輸出申告書付表(石油石炭税輸出免税原油等の明細) (CC2-3512) (注) 輸出者が輸出免税適用のために原油、ガス状炭化水素又は石炭が輸出されたことの証明を受けようとする場合、輸出申告の際に添付される。 (添付省略の場合あり※5)	MSX & 原本2部	確認後交付(押印)		Y (※7)
租税特別措置法 第89条の4第1項	輸入	令第47条の10 第1項	① 特定用途免税引取承認申請書 (CC2-3306) ② 承認を必要とする事実を証する書類	MSX & ① 原本2部	①確認後交付(押印)	提出不要 (税關にて対応)	G
租税特別措置法 第90条の2第1項		令第48条の4第1項					
租税特別措置法 第90条の3の3 第1項	輸入	令第48条の6第1項	① 石油石炭税軽減引取承認申請書 (CC2-3516-3) ② 経済産業大臣又は財務大臣の証明書 (裏落し)	MSX & ① 原本2部 ② 原本1部	① 確認後交付(押印) ② 書面裏落し後返付		G

法令名	区分	取扱いの対象	原本を確認する許可書又は承認書等 及び提出を要する減免戻し税関係書類等	税関への関係書類等の提出			申告書へ の表示
				提出方法 (※ 6)	交付用又は確認用の 書類等 及びその取扱い	事後確認用の書類 (保税監督部門用を 含む)	
租税特別措置法 第90条の4第1項	輸入	令第48条の9第1項	石油石炭税免税引取承認申請書 (CC2-3515) * 関税暫定措置法第9条第1項の軽減税率の適用を受けようとする場合は、軽減税率適用明細書に必要事項を付記で可	MSX & 原本2部	確認後交付（押印） (ただし、軽減税率適用明細書に付記の場合は交付なし)	提出不要 (税關にて対応)	G
租税特別措置法 第90条の4の2第1項	輸入	令第48条の10第1項	① 石油石炭税免税引取承認申請書 (CC2-3516-2) ② 経済産業大臣の証明書（裏落し）	MSX & ① 原本2部 ② 原本1部	①確認後交付（押印） ②書面裏落し後返付	提出不要 (税關にて対応)	G
租税特別措置法 第90条の4の3第1項		令第48条の11第1項					

※5 たばこ税、揮発油税、石油ガス税、石油石炭税の輸出免税については、船積（搭載）確認通知書又は積込確認印を受けた輸出許可通知書そのものを輸出されたことの証明として取り扱うことが可能であるため付表又は申請書の添付が省略される場合があります。

※6 MSX 業務により提出された減免戻し税関係書類等は、「写し」としての取扱いになりますので、①申請書等については「原本」2部（税関用・交付用）、②証明書については「原本」1部を提出願います。

※7 「1Y」表示であっても、原本2部（税関用・交付用）を提出願います。